

新型コロナウイルス拡大防止に係る各種手続きの対応一覧

当面の間、以下のような対応とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

※郵送の場合は提出先に到達した日が収受日となります。また、土曜日、日曜日、休日、祝日は
文書を収受できません。提出期限にご注意いただきますようお願いします。

※届出書等の内容についてお問合せさせていただく場合がございます。

担当者名、連絡先をご記入いただきますようお願いします。

※控えを返却するため、切手を貼った返信用封筒を同封いただきますようお願いします。

業務内容	対応内容	問い合わせ先
大気関係の届出・相談 (大気汚染防止法、愛知県条例※1、名古屋市環境保全条例※2)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674
特定粉じん排出等作業関係の届出・相談 (大気汚染防止法)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。 <u>※作業開始日の15日前には必ず到達するようにお願いいたします。</u>	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674
騒音・振動関係の届出・相談 (騒音規制法、振動規制法、名古屋市環境保全条例※2)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674
特定建設作業関係の届出・相談 (騒音規制法、振動規制法、名古屋市環境保全条例※2)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。 <u>※作業開始日の8日前には必ず到達するようにお願いいたします。</u>	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674
水質関係の届出・相談 (水質汚濁防止法)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局地域環境対策課 電話 052-972-2675
地下水・揚水量関係の届出・報告・相談 (名古屋市環境保全条例※2)	届出・報告は、原則郵送にて受け付けます。通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局地域環境対策課 電話 052-972-2675
ダイオキシン類関係の届出・報告・相談 (ダイオキシン類対策特別措置法)	届出・報告は、原則郵送にて受け付けます。通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○(大気関係) 環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674 ○(水質関係) 環境局地域環境対策課 電話 052-972-2675

公害防止管理者等関係の届出・相談 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、愛知県条例※1)	届出は、原則郵送にて受け付けます。 通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局地域環境対策課 電話 052-972-2672
悪臭関係の届出・相談 (愛知県条例※1)	届出・報告は、原則郵送にて受け付けます。通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話にてお願いします。	届出書提出先 ○担当区の公害対策室(下記参照) 問い合わせ先 ○担当区の公害対策室 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2674
土壌汚染関係 (土壌汚染対策法、名古屋市環境保全条例※2)	届出・報告は、原則郵送にて受け付けます。通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話または電子メールにてお願いします。	届出書等の提出先・問い合わせ先 ○環境局地域環境対策課 電話 052-972-2677 〒460-8508 名古屋市役所環境局地域環境対策課 電子メールアドレス: a2677@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp
化学物質関係 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR関係)、名古屋市環境保全条例※2)	届出は、原則郵送にて受け付けます。通常より処理時間がかかる見込みです。 相談は電話または電子メールにてお願いします。	届出書の提出先・問い合わせ先 ○環境局地域環境対策課 電話 052-972-2677 〒460-8508 名古屋市役所環境局地域環境対策課 電子メールアドレス: a2677@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp
貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第7第1項に定める措置等報告書	報告は、原則郵送または電子メールにて受け付けます。 相談は電話または電子メールにてお願いします。	報告書の提出先・問い合わせ先 ○環境局大気環境対策課 電話 052-972-2682 〒460-8508 名古屋市役所環境局大気環境対策課 電子メールアドレス: a2682@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp
地球温暖化対策計画書等の届出	届出は、原則郵送にて受け付けます。 ※返信用封筒は不要です 相談は電話または電子メールにてお願いします。	報告書の提出先・問い合わせ先 ○環境局低炭素都市推進課 電話 052-972-2693 〒460-8508 名古屋市役所環境局低炭素都市推進課 電子メールアドレス: eco-nagoya@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp
エコ事業所の申請	申請は、原則郵送または電子メールにて受け付けます。 ※返信用封筒は不要です 相談は電話または電子メールにてお願いします。	報告書の提出先・問い合わせ先 ○環境局低炭素都市推進課 電話 052-972-2693 〒460-8508 名古屋市役所環境局低炭素都市推進課 電子メールアドレス: eco-nagoya@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

※1 「県民の生活環境の保全等に関する条例」は愛知県条例と呼びます。

※2 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」は名古屋市環境保全条例と呼びます。

届出書等の提出先・問い合わせ先

名東区公害対策室(北東部公害対策担当) (担当区:千種・昭和・守山・名東)	〒465-8508 名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	電話 052-778-3108 FAX 052-778-3110 電子メール a7783108@meito.city.nagoya.lg.jp
西区公害対策室(北西部公害対策担当) (担当区:東・北・西・中村・中)	〒451-8508 西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	電話 052-523-4613 FAX 052-523-4634 電子メール a5234613@nishi.city.nagoya.lg.jp
南区公害対策室(南東部公害対策担当) (担当区:瑞穂・南・緑・天白)	〒457-8508 南区前浜通3-10 (南区役所2階)	電話 052-823-9422 FAX 052-823-9425 電子メール a6142811-07@minami.city.nagoya.lg.jp
港区公害対策室(南西部公害対策担当) (担当区:熱田・中川・港)	〒455-0015 港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	電話 052-651-6493 FAX 052-651-5144 電子メール a6516471-06@minato.city.nagoya.lg.jp